

国際法上の最重大個人犯罪と国際刑事裁判所

佐藤和男

一 はじめに

二〇〇二年七月一日にオランダのハーグに国際刑事裁判所 (International Criminal Court, ICC) が常設機関として設立された。この種の裁判所は、第二次世界大戦の戦火がおさまった直後の重大戦争犯罪人裁判——連合国軍が行ったニュルンベルク裁判および東京裁判(と通称されるもの)——が終了した当時(一九四七—一九四八年)に、両裁判の合法性に対する世界的な疑問、批判ないし非難を背景にして、国際連合総会でその下部機関である国際法委員会 (International Law Commission, ILC) に設立のための規程⁽¹⁾の作成が要望されたものであったが、国際情勢から来る制約もあって(国連)国際法委員会の作業は円滑に進展することなく、やがて一九九〇年代に入って旧ユーゴやルワンダにおける集団虐殺事件が起きてヨーロッパ諸国を中心

にして国際社会の国際刑事法廷実現への関心が再び高まることとなり、一九九四年に国際法委員会が刑事裁判所規程の原案を国連総会に提出するに至った。これを境に一九九五年以降、国際連合では国際刑事裁判所を設立するための条約(規程)草案について諸国専門家の間で熱心に検討が行われ、一九九八年六月—七月の五週間にわたり、イタリアのローマで国際刑事裁判所設立に関する国連主催の外交会議が開催され、七月十七日に同裁判所の設立条約(ICC Cに関するローマ規程といわれるもの、前文ならびに本文十三部百二十八か条)が採択された。本規程第二百二十六条は、六十番目の批准書、受諾書、承認書または加入書 (instrument of ratification, acceptance, approval or accession) が国連事務総長に寄託された日の後六十日目の日の属する月の翌月の初日に規程が効力を生ずると規定しており、これに従ってICC規程が発効し、既述のごとく二〇〇二年七月一日に国

国際刑事裁判所が発足したのである。二〇〇七年二月現在で正式の締約国数は一〇四か国（署名国は二三九か国）であり、アメリカ、ロシア、中国などの大国が未加入であることが注目される。わが国は、本年（二〇〇七年）中にICCローマ規程の締結（十月の加入を想定）をめざして政府は二月の閣議決定を経て準備（国内法整備、分担金の予算措置）に取り組んでいる。ちなみに国際刑事裁判所の二〇〇六年度の予算規模は約八〇四〇万ユーロ（約一一〇億円）で、加盟諸国の分担金によりまかなわれており（ドイツは約二〇億円、イギリスは約一四億円、フランスは約一四億円）、わが国もICC規程の締約国となれば相応の予算分担の義務を負うことになり、平成十九年度予算政府案〔外務省所管予算〕では、ICC分担金——二〇〇七年十・十二月の三か月分として——約七億二千万円が計上されている。

二 前文に示された国際刑事裁判所の理念

ICCローマ規程の前文（Preamble）は、要約すれば、次のように述べている。

二十世紀に多数の児童、女性および男性が、人類の良心に深く衝撃を与える想像を絶する残虐な行為の犠牲者となってきた、

このような重大な犯罪は、世界の平和、安全および福

祉を脅かすものである、

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪は処罰されずに済まされてはならず、そのような犯罪に対する効果的な訴追が、国内的措置と国際協力の強化によって確保されなければならない、

国際犯罪に責任を有する者に刑事裁判権を行使することは、すべての国家の責務である、

国際連合の目的を尊重し、国際連合およびその関連機関と連携関係を有し、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪についての管轄権を有する独立した常設の国際刑事裁判所を設立する、

本裁判所は、国家の刑事裁判権を補完するものであり、国際正義の永続的な尊重と実現を保障する。

以上が国際刑事裁判所の理念とされているが、注目すべきは「補完性の原則」であり、ICCは「国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪」(the most serious crimes of concern to the international community as a whole) に関して個人を訴追するものであって、国家が被疑者を訴追する能力や意思を持たないというような例外的な場合を除いて、国内裁判所が刑事管轄権を行使しているときには、国際刑事裁判所は管轄権を行使しないというものである。

三 国際刑事裁判所がさばく最重大個人犯罪

ICCは、国際法上の最重大個人犯罪として挙げている(1)集団殺害罪、(2)人道に対する罪、(3)戦争犯罪の三犯罪について管轄権を行使する(事項管轄の限定、規程第五条)。侵犯犯罪(侵略犯罪という訳語は不正確である。aggressionは不当な攻撃、侵攻と訳したほうが正確である⁽²⁾)も一応規程中に掲げられてはいるが、他の三犯罪は厳密な定義が示されているのに、侵攻(犯)罪のみは未定義であり、いずれ将来規程改正の手続きを経て厳密な定義が明示され、かつICCによる管轄権の行使の条件が定められてはじめてICCの管轄権行使が認められることになる。侵攻罪については今後引き続き締約国会議で論議される予定であるが、わが国外務省の関係者の予想するところでは近い将来における明確な定義の確定——従ってICCの事項管轄中に取り入れられること——は、難しそうとのことである。

以下、三つの最重大犯罪のICC規程適用上の定義(本規程第五条、第六条、第七条、第八条に示されるもの)を見ておくこととする。

①集団殺害罪(The crime of genocide)

国民的、民族的、人種的または宗教的な集団(a national, ethnical, racial or religious group)の全部または一部に対し、

その集団自体を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為。(第六条)

- (a) 当該集団の構成員を殺害すること。
- (b) 当該集団の構成員の身体または精神に重大な害を与えること。
- (c) 当該集団の全部または一部に対し、身体的破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること。
- (d) 当該集団内部の出生を妨げることを意図する措置をとること。
- (e) 当該集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。
- ②人道に対する罪(Crimes against humanity)
文民たる住民に対する広範または組織的な攻撃(a wide spread or systematic attack directed against any civilian population)の一部として、そのような攻撃であると認識しつつ行う次のいずれかの行為。(第七条第一項)
 - (a) 殺人
 - (b) 絶滅
 - (c) 奴隷化
 - (d) 住民の追放または強制移送
 - (e) 国際法の基本的規則に違反する拘禁またはその他の身体的な自由の著しい剥奪
- (f) 拷問

(g) 強姦、性的奴隷化、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種、またはその他のあらゆる形態の性的暴力であつてこれらと同等の重大性を有するもの

(h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的または宗教的な理由、(男性と女性という意味での) 性にかかわる理由、またはその他の国際法上許容されないと普遍的に認められている理由に基づく特定の集団または共同体に対する迫害であつて、第七条第一項に掲げる行為または本裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪を伴うもの

(i) 人の強制失踪

(j) アパルトヘイト犯罪

(k) その他の同様な性質を有する非人道的な行為であつて、身体または心身の健康に対して故意に重い苦痛を与えるか、または重大な傷害を加えるもの

以上の「人道に対する罪」の規定の適用に関して、IC規程は、次のように特記している。

(a) 「文民たる住民に対する攻撃」とは、そのような攻撃を行うとの国もしくは組織の政策に従い、または当該政策を推進するため、文民たる住民に対して第七条第一項に掲げる行為を、多重的に行うことを含む一連の行為をいう。

(b) 「絶滅」には、住民の一部の破壊をもたらすことを意図した生活条件を故意に課すること(特に食糧および薬剤の入手の機会の剥奪)を含む。

(c) 「奴隷化」は、人に対して、所有権に伴う権限のいづれか、またはすべてを行使すること意味し、人(特に女性および児童)の取引の過程でそのような権限を行使することを含む。

(d) 「住民の追放または強制移送」とは、国際法の下で許容されている理由によることなく、退去またはその他の強制的行為により、合法的に所在する地域から関係する住民を強制的に移動させることをいう。

(e) 「拷問」とは、身体的なものであるか精神的なものであるかを問わず、抑留されている者または支配下にある者に著しい苦痛を故意に与えることをいう。ただし、拷問には、専ら合法的な制裁に固有の、またはこれに付随する苦痛が生ずることを含まない。

(f) 「強いられた妊娠状態の継続」とは、住民の民族的な組成に影響を与えること、または国際法に対するその他の重大な違反を行うことを意図して、強制的に妊娠させられた女性を不法に監禁することをいう。この定義は、妊娠に関する国内法に影響を及ぼすものと解してはならない。

(g) 「迫害」とは、集団または共同体の同一性 (the identity of the group or collectivity) を理由として、国際法に違反して基本的な権利を意図的にかつ著しく剥奪することをいう。

(h) 「アパルトヘイト犯罪」とは、第七条第一項に掲げる行為と同様な性質を有する非人道的行為であって、一の人種の集団が他の一以上の人種の集団を組織的に抑圧、および支配する制度化された体制との関連において、かつ、当該体制を維持する意図をもって行うものをいう。

(i) 「人の強制失踪」とは、国もしくは政治的組織またはこれらによる許可、支援もしくは黙認を得た者が、長期間法律の保護の下から排除する意図をもって、人を逮捕し、拘禁し、または拉致する行為であって、その自由を剥奪していることを認めず、またはその消息もしくは所在に関する情報の提供を拒否することを伴うものをいう。

③戦争犯罪 (War crimes)

国際刑事裁判所は、戦争犯罪、特に計画もしくは政策の一部として、または大規模に行われたそのような犯罪の一部として行われるものについて管轄権を有し(第八条第一項)、本規程の適用上、「戦争犯罪」とは次の行為をいう(第

八条第三項)。

(a) 一九四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約⁽³⁾に対する重大な違反行為、すなわち、関連するジュネーヴ条約に基づいて保護される人または財産に対して行われる次のいずれかの行為

(i) 殺人

(ii) 拷問または非人道的な取扱い(生物学的な実験を含む)

(iii) 身体または健康に対して故意に重い苦痛を与え、または重大な傷害を加えること

(iv) 軍事上の必要性によって正当化されない不法かつ恣意的に行う財産の広範な破壊または徴発

(v) 捕虜その他の被保護者を強制して敵国の軍隊において服務させること

(vi) 捕虜その他の被保護者からの、公正な正式の裁判を受ける権利の剥奪

(vii) 不法な追放、移送または拘禁

(viii) 人質をとること

(b) 確立された国際法の枠組において国際的な武力衝突(international armed conflict)の際に適用される法規および慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為

- (i) 文民たる住民それ自体または敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること
- (ii) 民有用物、すなわち、軍事目標以外の物を故意に攻撃すること
- (iii) 国際連合憲章の下での人道的援助または平和維持活動にかかわる要員、施設、物品、組織または車両であって、武力衝突に関する国際法の下で文民または民有用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること
- (iv) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利益全体との比較において、攻撃が、巻き添えによる文民の死亡もしくは傷害、民有用物の損傷または自然環境に対する広範、長期的かつ深刻な損害であって、明らかに過度となり得るものを引き起こすことを認識しながら故意に攻撃すること
- (v) 手段のいかんを問わず、防衛されておらず、かつ軍事目標でない都市、町村、住居または建物を攻撃し、または砲撃し、もしくは爆撃すること
- (vi) 武器を放棄し、または防衛の手段をもちや持たずに自ら投降した戦闘員 (a combatant who, having laid down his arms or having no longer means of defence, has surrendered at discretion) を殺害し、または負傷させ

ること

- (vii) ジュネーブ諸条約に定める特殊標章のほか、休戦旗 (Flag of truce) または敵国もしくは国際連合の旗もしくは軍隊の記事および制服を不適正に使用して、死亡または重傷の結果をもたらすこと
- (viii) 占領国が、その占領地域に自国の文民たる住民 (civilian population) の一部を直接もしくは間接に移送すること、またはその占領地域の住民の全部もしくは一部を当該占領地域の内において、もしくはその外に追放し、もしくは移送すること
- (ix) 宗教、教育、芸術、科学または慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院および傷病者の収容所であって、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること
- (x) 敵対当事者 (adverse party) の権力内にある者に対し、身体の切断またはあらゆる種類の医学的もしくは科学的な実験であって、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるものでもなく、かつその者を死に至らしめ、またはその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること
- (xi) 敵対する国または軍隊に属する個人を背信的に

(treacherously) 殺害し、または負傷させること

(xii) 助命しないことを宣言すること

(xiii) 敵対当事者の財産 (enemy's property) を破壊し、または押収すること。ただし、戦争の必要性から絶対的にその破壊または押収が求められる場合は、この限りでない。

(xiv) 敵対当事国の国民の権利および訴権が消滅したと、停止したこと、または裁判所において受理されないことを宣言すること。

(xv) 敵対当事国の国民が戦争の開始前に本国の軍役に服していたか否かを問わず、当該国民に対し、その本国に対する軍事行動への参加を強制すること。

(xvi) 襲撃 (assault) により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪 (pillaging) を行うこと。

(xvii) 毒物または毒を施した兵器を使用すること。

(xviii) 窒息性ガス、毒性ガスまたはこれらに類するガスおよびこれらと類似のすべての液体、物質または考案物を使用すること。

(xix) 人体内において容易に展開し、または扁平となる弾丸 (例えば、外包が硬い弾丸であって、その外包が弾芯を全面的には被覆しておらず、またはその外包に切込

みが施されたもの) を使用すること。

(xx) 武力衝突に関する国際法に違反して、その性質上過度の傷害もしくはは無用の苦痛を与え、または本質的に無差別な兵器、投射物および物質ならびに戦闘の方法を用いること。(ただし、これらが包括的な禁止の対象とされ、本 I C C 規程の関連規定に基づく改正により本規程の付属書に含められることを条件とする)

(xxi) 個人の尊厳を侵害すること (特に、侮辱的で体面を汚す待遇)。

(xxii) 強姦、性的な奴隷、強制売春、第七条第二項 (f) に定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種、その他あらゆる形態の性的暴力であって、ジュネーヴ諸条約に対する重大な違反行為を構成するものを行うこと。

(xxiii) 特定の地点、地域または軍隊が、軍事行動の対象とならないようにするために、文民またはその他の被保護者の存在を利用すること。

(xxiv) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従って使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段および要員を故意に攻撃すること。

(xxv) 戦闘の方法として、文民からその生存に不可欠な物品を剥奪すること (ジュネーヴ諸条約に規定する救

済品の分配を故意に妨げることを含む）によつて生ずる飢餓の状態を故意に利用すること。

(xvi) 十五歳未満の児童を自国の軍隊に強制的に徴集し、もしくは志願に基づいて編入すること、または敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。

(c) 国際的性質を有しない武力衝突 (armed conflict not of an international character) の場合には、一九四九年八月十二日のジュネーヴ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反、すなわち、敵対行為に直接に参加しない者（武器を放棄した軍隊の構成員および病氣、負傷、抑留その他の事由により戦闘能力のない者を含む）に対する次のいずれかの行為

(i) 生命および身体に対し害を加えること（特に、あらゆる種類の殺人、身体の切斷、虐待および拷問）。

(ii) 個人の尊厳を侵害すること（特に、侮辱的で体面を汚す待遇）。

(iii) 人質をとること。

(iv) 一般に不可欠と認められる裁判上のすべての保障を与える正規に構成された裁判所の宣告する判決によることなく刑を言い渡し、かつ執行すること。

(d) (c)の規定は、国際的性質を有しない武力衝突について適用するものとし、暴動、孤立的および散発的な暴

力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱および緊張の事態については、適用しない。

(e) 確立された国際法の枠組において国際的性質を有しない武力衝突の際に適用される法規および慣例に対するその他の著しい違反、すなわち、次のいずれかの行為

(i) 文民たる住民それ自体または敵対行為に直接参加していない個々の文民を故意に攻撃すること。

(ii) ジュネーヴ諸条約に定める特殊標章を国際法に従つて使用している建物、物品、医療組織、医療用輸送手段および要員を故意に攻撃すること。

(iii) 国際連合憲章の下での人道的援助または平和維持活動にかかわる要員、施設、物品、組織または車両であつて、武力衝突に関する国際法の下で文民または民有用物に与えられる保護を受ける権利を有するものを故意に攻撃すること。

(iv) 宗教、教育、芸術、科学または慈善のために供される建物、歴史的建造物、病院および傷病者の収容所であつて、軍事目標以外のものを故意に攻撃すること。

(v) 襲撃により占領した場合であるか否かを問わず、都市その他の地域において略奪を行うこと。

(vi) 強姦、性的な奴隷、強制売春、第七条第二項(f)に

定義する強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であって、ジュネーブ諸条約のそれぞれの第三条に共通して規定する著しい違反を構成するものを行うこと。

(vii) 十五歳未満の児童を軍隊もしくは武装集団に強制的に徴集し、もしくは志願に基づいて編入すること、または敵対行為に積極的に参加させるために使用すること。

(viii) 衝突に関連する理由で文民たる住民の移動を命ずること。但し、その文民の安全または絶対的な軍事上の理由のために必要とされる場合は、この限りでない。

(ix) 敵対戦闘員を背信的に殺害し、または負傷させること。

(x) 助命しないことを宣言すること。

(xi) 衝突の他方当事者の権力内にある者に対し、身体の切断またはあらゆる種類の医学的もしくは科学的な実験であって、その者の医療上正当と認められるものでも、その者の利益のために行われるものでもなく、かつ、その者を死に至らしめ、またはその健康に重大な危険が生ずるものを受けさせること。

(xii) 敵対当事者の財産を破壊し、または押収すること。

但し、衝突の必要性から絶対的にその破壊または押収を必要とする場合は、この限りでない。

(f) (e)の規定は、国際的性質を有しない武力衝突について適用するものとし、暴動、単発的または散発的な暴力行為その他これらに類する性質の行為等国内における騒乱および緊張の事態については、適用しない。同規定は、政府当局と組織された武装集団との間、またはそのような集団相互の間の長期化した武力衝突がある場合において、国の領域内で生ずるそのような武力衝突について適用する。

第八条第三項は、同条第二項(c)および(e)の規定が、あらゆる正当な手段によって、国内の法および秩序を維持し、もしくは回復し、または国の統一を維持し、かつ領土を保全するための政府の責任に、影響を及ぼすものではないと明記している。

国際刑事裁判所は、規程第六条、第七条、第八条の規定の解釈と適用にあたり、犯罪の構成要件に関する文書を参考とするものとされる。この文書は締約国会議の構成国の三分の二以上の多数による議決で採択され、その改正を提案できるのは、(a)締約国、(b)絶対多数による議決をもって行動する裁判官、(c)検察官である。(規程第九条)

裁判所規程第五条第一項は、裁判所の管轄権内に属する犯罪として、(a) 集団殺害罪、(b) 人道に対する罪、(c) 戦争犯罪とならべて(d) 侵犯犯罪 (The crime of aggression) (aggression⁽⁴⁾ so⁽⁵⁾ は不当な攻撃を意味し、侵略⁽⁶⁾ という訳語は不正確である) を掲げているが、同条第二項で次のように規定している。

〔改正に関する〕第二百二十一条および（再検討に関する）第二百二十三条の規定に従い、侵犯犯罪を定義し、かつ裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所はこの犯罪について管轄権を行使する。この規定は、国際連合憲章の関連する規定に適合したものである。〕

右の規定の意味するところは、厳正な法律的定義がいまだ確立されない「侵犯犯罪」なるものは、国際刑事裁判所の管轄権の範囲内には属しておらず、現実には国際政治的概念にとどまっているということである。

第二次世界大戦の後始末と見られる連合国軍による自称重大戦争犯罪人（わが国で流布する通称A級戦犯）裁判の訴追の中心とされた「平和に対する罪」（＝侵犯犯罪）なるものは、連合国軍が唱えたような実定国際法上の犯罪ではなかったであり、今日なお、世界の国際法秩序の中でその存在は正式には承認されていないのである。

四 裁判所の組織と運営

国際刑事裁判所の裁判官は十八人であり、徳望が高く公平・誠実であり、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者で、次のいずれかの能力および経験を有する者から選出される。

(i) 刑事法および刑事手続についての確立した能力ならびに裁判官、検察官もしくは弁護士としての、または他の同様の資格の下での刑事手続における必要な関連する経験

(ii) 国際人道法、人権に関する法等の国際法に関連する分野における確立した能力および法律にかかわる専門的な資格であつて、裁判所の司法業務に関連するもの
の下での広範な経験

裁判官の選挙のための候補者は、裁判所の常用語（英語およびフランス語）の少なくとも一について卓越した知識を有し、かつ堪能でなければならない。（なお、裁判所の公用語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語およびスペイン語とされている。）

裁判官は、規程第百十二条の規定（ここでは省略）に従つて選挙のために招集される締約国会議の会合において秘密投票によつて選出される。裁判官については、そのうちの

いずれの二人も、同一の国の国民であつてはならないとされる。

締約国は、裁判官の選出にあたり、裁判官の構成において次のことの必要性を考慮する。

- (i) 世界の主要な法体系が代表されること
- (ii) 地理的に衡平に代表されること
- (iii) 女性の裁判官と男性の裁判官とが公平に代表されること

裁判官は、第三十六条第九項(b)の規定(本文は省略、三年ごとに六人が退任)に従うことを条件として九年間在任するものとし、右条項(c)および第三十七条第二項(本文はいずれも省略)の規定が適用される場合を除くほか、再選される資格を有しない。

裁判所規程の締約国となる国は、規程第五条に規定する犯罪についての裁判所の管轄権を受諾することになる。(第十二条第一項)

裁判所が前記犯罪について管轄権を行使することができるのは、次の場合においてである。(第十三条)

- (a) 締約国が第十四条の規定(本文は省略)に従い、これらの犯罪の一または二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

- (b) 国際連合憲章第七章の規定に基づいて行動する安全

保障理事会が、これらの犯罪の一または二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

- (c) 検察官が第十五条の規定(本文は省略)に従い、これらの犯罪に関する捜査に着手した場合

検察官(Prosecutor)は、裁判所内の別個の機関として独立して行動する検察局(The Office of the Prosecutor)の長であり、徳望が高く、刑事事件の訴追または裁判について高い能力および広範な実務上の経験を有し、裁判所の常用語の少なくとも一について卓越した知識を有し、かつ堪能である資格を備えた者から、秘密投票によって締約国会議の構成国の絶対多数による議決で選出される。

裁判所を構成する諸機関は、次のとおりである。

- (a) 裁判所長会議

裁判所長、裁判所第一次長および裁判所第二次長は、裁判官の絶対多数による議決で選出される。三者は裁判所長会議を構成するが、同会議は次の事項について責任を有する。

- (i) 裁判所(検察局を除く)の適正な運営
- (ii) その他の任務であつて、規程によって裁判所長会議に与えられるもの

- (b) 裁判部

裁判所の司法上の任務は、次の各裁判部門において遂行

する

(i) 上訴裁判部 裁判所長および他の四人の裁判官で構成する。

(ii) 第一審判部 六人以上の裁判官で構成する。任務は三人の裁判官が遂行する。

(iii) 予審裁判部 六人以上の裁判官で構成する。任務は三人または一人の裁判官が遂行する。

(c) 検察局

検察局は、裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の付託およびその裏付けとなる情報の受理および検討、ならびに捜査および裁判所への訴追について責任を有する。

(d) 書記局

書記局は、検察官の任務および権限を害することなく、裁判所の運営および業務のうち司法分野以外の分野について責任を有する。書記局長は裁判所書記とされ、裁判所の首席行政官である。

裁判所規程の中で、特に注目すべき若干の規定を以下に掲げておく。

時間について管轄権に関して、第十一条は、裁判所が、本規程が効力を生じた後に行われる犯罪についてのみ管轄権を有すると規定している。

いずれの国も、規程の締約国になる際、規程が当該国に

ついて効力を生じてから七年の期間、ある犯罪が当該国の国民によって、または当該国の領域内において行われたとされる場合には、第八条に規定する犯罪類型（戦争犯罪）に関して裁判所が管轄権を有することを受諾しない旨を宣言することができる。（経過規定に関する第百二十四条）

裁判所は、ある事態が付託された際に犯罪行為の実行地国（領域内において問題となる行為が発生した国、または犯罪が船舶内もしくは航空機内で行われた場合の当該船舶もしくは航空機の登録国）、または犯罪の被疑者の国籍国のいずれかが締約国である場合、もしくは、そのいずれも非締約国である場合には、そのいずれかが管轄権行使を受諾したときに、管轄権を行使することができる。（第十二条第二項、第三項）

検察官は自己の発意により捜査を開始することができるが、いかなる捜査または訴追についても、安全保障理事会が国際連合憲章第七章の規定に基づいて採択した決議により、裁判所に対してこれらを開始せず、または続行しないことを要請した後十二箇月の間、この規程に基づいて開始し、または続行することができない。安全保障理事会は、その要請を同一の条件において更新することができる（第十六条）

裁判所が適用する法は次のとおりである（第二十一条）

(a) 第一に、本規程、犯罪の構成要件に関する文書、お

よび手続および証拠に関する規則

- (b) 第二に、適当な場合には、適用される条約、ならびに国際法の原則および規則（確立された武力衝突に関する国際法の原則を含む）

- (c) 裁判所が世界の法体系の中の国内法から見いだした法の一般原則（適当な場合には、その犯罪について裁判権を通常行使し得る国の国内法を含む）

刑法の一般原則として、「法なくして犯罪なし」（第二十二條）、「法なくして刑罰なし」（第二十三條）、遡及処罰の禁止（第二十四條）、時効の不適用（第二十九條）等が掲げられている。

捜査、訴追、公判、上訴、再審に関する刑事手続に関する諸規定は、本稿では揭示を割愛した。

裁判所は、第五条に規定する犯罪について、有罪の判決を受けた者に対し、次のいずれかの刑罰を科することができる。（第七十七條第一項）

- (a) 最長三十年を超えない特定の年数の拘禁刑
(b) 犯罪の極度の重大さ、および当該有罪の判決を受けた者の個別の事情によって正当化されるときは終身の拘禁刑

裁判所は、拘禁刑のほか、次のものを命ずることができ。（第七十七條第二項）

- (a) 手続および証拠に関する規則に定める基準に基づく罰金

- (b) 第一項に規定する犯罪によって直接または間接に生じた収益、財産および資産の没収。ただし、善意の第三者の権利を害することのないように行う。

このように刑罰に死刑は含まれていない。

国際刑事裁判所と締約国との協力に關して、規程第八十六條は、締約国が、裁判所の管轄権の範圍内にある犯罪について裁判所が行う捜査および訴追において、裁判所に対して十分に協力するものと規定している。

刑の執行に關して、第三百三條は、拘禁刑が、刑を言い渡された者を受け入れる意思を裁判所に対して明らかにした国の一覽表の中から裁判所が指定する国において、執行されるものとしている。（第一項(a)）

脱退について規定する第二百二十七條によれば、締約国は、國際連合事務總長にあてた書面による通告によって規程から脱退することができる。脱退は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後一年で効力を生ずる。

規程発効後の裁判所の動きを見ると、二〇〇三年二月に裁判官十八名が選出され、四月に檢察官（アルゼンチン出身）が、六月に裁判所書記（フランス出身）が選出されている。

二〇〇四年に裁判所は、ウガンダ北部およびコンゴ民主共和国における事態について捜査を開始し、二〇〇五年三月には、安全保障理事会の決議によってスーダン・ダルフルの事態が付託されたので、同事態についても捜査を開始した。

二〇〇五年七月には、ウガンダ北部の事態の被疑者に対する逮捕状が發布され、二〇〇六年二月には、コンゴ民主共和国の事態についても逮捕状が発付されて、一名が逮捕されている。

二〇〇九年には、国際刑事裁判所ローマ規程を再検討するための会議や、裁判官の改選選挙が予定されている。⁽⁵⁾

五 むすび

国際刑事裁判所の基本法というべき同規程は、第二次世界大戦後における国際刑事法の発展の一応の頂点を示すものといえるであろう。国際法上の最も重大な個人犯罪とされるものが、総合的に提示された国際法典として、その成立の意義は決して低いものではない。例えば、国際社会で違法とする非難も多かったニュルンベルク、東京の連合国による両裁判も、本規程の存在を前提とするならば、批判の内容が異なったものであったろう。本規程には、刑事および刑事訴訟法の普遍的な一般原則が、明確に掲げられて

いるのである。

本規程は、とりわけ戦争犯罪の分野で、従来問題とされてきた事項に明確な光をあてて、適正な解釈を可能としていることが注目される。例えば、国際法上の保護を受ける資格のある「捕虜」と単なる被捕獲者に過ぎぬ者との厳格な区別なども、本規程で明示されている。（この点についての詳論は本稿では省略する。）

しかしながら、本規程の現状において最も重要視されるべきは、「**侵攻（犯）罪**」における未定義という事実であろう。先の大戦に引き続いて実施された連合国による東西の両軍事裁判で、訴追の眼目とされた「**平和に対する罪**」（＝**侵攻犯罪**）は、本規程においては厳格な意味でその存在を承認されていないのであり、近い将来においてこの事態の改善は確実とは予想されていないのである。

国際連合安全保障理事会による政治的な「**侵攻（＝不当攻撃）**」の認定と、国際刑事裁判所による「**侵攻犯罪**」の純司法的な認定との関係をめぐって、多くの難しい問題が残っていることは、認めざるを得ない。

国際刑事裁判所は、今後の国際社会全体の努力によってのみ必要な発展と活動が期待される有望ではあるが前途多難な国際司法機関であることを、忘れてはならない。

(1)

国際連合国際法委員会が関与する「平和に対する罪」(「人類の平和と安全に対する罪」)の立法化のための作業については、左記を参照されたい。

佐藤和男「いわゆるA級戦犯問題の国際法的側面」(江藤淳・小堀桂一郎編『新版・靖國論集』、二〇〇四年、一一三～一六一ページ)

(2)

佐藤和男「誤訳としての「侵略」戦争——アグレッションの訳語には「侵攻」が適当」(佐藤和男監修『世界がさばく東京裁判』改訂版、平成十七年、明成社、二五四～二六五ページ)

(3)

ここであるジュネーヴ諸条約とは、次の四条約をいう。

(i) 戦地にある軍隊の傷者および病者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約(第一条約)(傷病兵保護条約)

(ii) 海上にある軍隊の傷者、病者および難船者の状態の改善に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約(第二条約)(海上傷病者条約)

(iii) 捕虜の待遇に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約(第三条約)(捕虜待遇条約)

(iv) 戦時における文民保護に関する一九四九年八月一二日のジュネーヴ条約(第四条約)(文民保護条約)

(4)

注(2)を参照されたい。

(5)

Professor Goran Sluiter, Second Report, International Criminal Court, International Law Association, Toronto Conference (2006), pp.571～599. (London, 2006)

(青山学院大学名誉教授)